

令和6年度包括外部監査の結果に係る措置状況
 (包括外部監査における「指摘」、「意見」への対応について)

岩手県総務部行政経営推進課
 令和8年3月23日時点

特定のテーマ：県立試験研究機関の財務に関する事務の執行について

1 監査の結果（指摘）関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
施設・設備の管理	指摘	1	<p>■毒劇物受払簿の統一様式の使用周知徹底について 毒劇物の受払は、毒劇物ごとに受払簿を作成し、受払の都度記録することとなっており、受払簿の様式は「毒物及び劇物管理要領」の別紙様式1に定められているが、旧要領の様式を使用していたり、保管場所が記載されていなかったりする受払簿があった。 改めて受払簿の様式を整理し、記載すべき項目が網羅された最新の統一様式を使用するよう、各部・室課に周知徹底する必要がある。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	<p>令和7年2月に、センター内各所属長（部長）に対し、毒劇物の受払簿について、「毒物及び劇物管理要領」に定める様式の使用徹底を周知し、旧要領の様式を使用している場合は現行様式へ転記するよう指示した。 令和7年3月に、全ての毒劇物受払簿について、「毒物及び劇物管理要領」に定める様式が使用されていること（転記の完了）を確認した。</p>	
施設・設備の管理	指摘	2	<p>■毒劇物受払簿の未作成について 作物育種研究室第二農薬庫に保管されているパダン粒剤4について、受払簿が作成されていなかった。 今後は、受払簿の未作成が生じないよう、すべての毒劇物につき網羅的に確認する必要がある。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	<p>令和7年3月に、作物育種研究室が第二農薬庫に保管しているパダン粒剤4の受払簿を作成した。 併せて、センター内に保管している全ての毒劇物について、受払簿が作成されていることを確認した。</p>	
施設・設備の管理	指摘	3	<p>■毒劇物の保管方法について 毒劇物と普通物の農薬が混在して保管されていた。また、使用期限が切れているものと切れていないものも特に区分することなく混在していた。 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日）（薬発第313号）（各都道府県あて厚生省薬務局長通知）によると、毒劇物の保管場所は他の物と区分された毒劇物専用の場所に保管することとされていることから、毒劇物を他の薬品と混在して保管することのないよう、毒劇物の保管方法を見直す必要がある。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	<p>令和7年3月に、センター内全ての毒劇物保管場所の整理を実施し、毒劇物と普通物を区分し、毒劇物を専用の保管場所に保管した。 併せて、使用期限切れの農薬については、保管場所を明確に分け、混在状況を解消するとともに、処分を行った。</p>	
施設・設備の管理	指摘	4	<p>■定期点検の実効性確保について 「毒物及び劇物管理要領」に従い、毎年10月に毒劇物の定期点検を行っており、令和5年度の管理状況点検報告書では、各部・室課ともすべての点検結果が○と報告されていたが、これまでに述べた指摘を鑑みると、すべての点検結果が○とは言えない状況であった。 したがって、例えば、実際に毒劇物を取り扱う職員が点検を行うのではなく、他部・室課の職員が行ったり、立ち会ったりするなどの方法を検討し、定期点検の実効性を確保する必要がある。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	<p>令和7年6月に、「毒物及び劇物管理要領」に基づく点検の在り方について、農業研究センター、畜産研究所及び県北農業研究所の現状把握、問題点の整理を行った。 上記を踏まえ、令和7年9月に「毒劇物及び劇物管理要領」を改正し、毎年10月に行っていた年1回の定期点検を年2回に増やすこと、毒劇物を取り扱う職員以外の職員による定期点検を実施すること、毒劇物の点検報告書に合わせ毒劇物の受払簿の提出を求めることなどの改正を行うとともに、その他定期点検の報告様式の見直し等を行った。</p>	措置予定→措置済

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
収入事務	指摘	5	<p>■納入期限までに納入されない歳入の取扱いについて</p> <p>県では、債権の管理に関する規則第8条において、特別な場合を除き、当該債権の履行期限の翌日から起算して20日以内に所定の様式により督促状を発する旨を定めているが、履行期限の翌日から起算して20日を大きく超過してから催告書面を送付していた案件があった。また、本件では、催告書面に期限の指定がなされていないため、自治令に定める督促の要件を満たしていなかった。</p> <p>さらに、催告書面では、遅延利息の額を算定する場合には、会計規則第117条第1項に規定する違約金の徴収率（令和5年度は年2.5%）を適用することを想定しているが、本件は私債権に係る納入遅延であり、契約書等にも特段の合意がないことから、遅延損害金（遅延利息）の額を算定する上での適用利率は民法上の法定利率（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの法定利率は年3%）となり、仮に遅延損害金（遅延利息）が請求されていた場合には、誤った金額により請求されたおそれがあった。</p> <p>今後、歳入に係る出納管理をより慎重に行うとともに、納入期限を過ぎてもなお納入されない場合には、速やかに債権者に対して支払いを促すとともに、それでもなお納入しない者に対しては、納入期限の翌日から起算して20日以内に法令等に基づく督促を行うよう徹底されたい。</p> <p>また、遅延損害金（遅延利息）に係る取扱いを機関として整理し関連職員に周知するとともに、納入遅延防止策の一つとして、契約書や物品譲渡時の書面等に、納入期限までに代金が納入されない場合には民法上の法定利率等に基づく遅延損害金（遅延利息）を請求する旨の記載を追加することを検討されたい。</p>	農林水産部	畜産研究所本所	措置済	令和7年7月に、納入期限までに代金が納入されない場合の督促書面について、督促書面への指定納期限、遅延損害金（遅延利息）の適用や利率を明記することを定めるなど納入遅延に係る取扱いを整理したほか、財務会計システムで収納状況を確認し、納期限内に納付されない場合には、納期限の翌日から20日以内に督促を行うことを徹底するなど、所内職員に周知した。	
契約事務・支出事務	指摘	6	<p>■家畜飼養管理等業務委託に係る契約予定額の積算について</p> <p>外部委託している家畜飼養等管理業務の一部について、契約予定額の積算にあたり、平成8年8月に県人事課により算定された種山畜産研究室の技能職員業務に係る総業務量を基礎としていた。これは30年近く前に算定されたものであり、業務の対象となる飼養頭数や凍結精液製造本数自体の減少、その他の作業手法の変更等による影響が反映されていない。</p> <p>本契約は、会計規則第108条第1項及び会計規則第運用通知1(10)により見積書の徴収を省略し、県の積算した契約予定額により委託契約を締結していることから、実態を踏まえたより慎重な契約予定額の積算が求められるものであり、あらためて現状を踏まえた家畜飼養等管理業務に係る業務量を積算し直す必要がある。また、毎年度の契約締結時においても、その都度変更の要否を確認し、必要な場合には業務量を修正する等、実態を反映した契約予定額となるよう運用を見直されたい。</p>	農林水産部	種山畜産研究室	措置済	家畜飼養管理等業務委託に係る契約予定額の積算について、令和7年度から、業務の対象となる飼養頭数や凍結精液製造本数、作業工程等の実態を踏まえ業務量等の契約内容を精査した上で、積算し、以降、毎年度の契約締結時にも確認することとした。	
施設・設備の管理	指摘	7	<p>■システム出力帳票間の財産価格差異について</p> <p>旧畜産研究所の建物について、個別財産の詳細が記載された「財産台帳」上の現在価格と、財産の一覧表である「財産総括表」上の現在価格に差異が生じており、何等かの理由により、財産台帳へ本来なされるべき再評価（3年毎に行われる減価償却見合いの評価減）による減少が反映されず、財産台帳に過大な現在価格が付されていることが判明した。</p> <p>早急にエラーを修正することが求められる。</p>	総務部 （農林水産部）	管財課 （畜産研究所）	措置済	旧畜産研究所の建物に係る財産台帳上の現在価格について、令和6年12月に、管財課から財務会計システムベンダーに対し、「財産総括表」上の現在価格へのデータ修正依頼を行い、同月中にベンダーよりデータの修正完了報告及び修正版の財産台帳の納付を受け、管財課から財産所管部局である農林水産部に送付し、共有が完了した。	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
施設・設備の管理	指摘	8	<p>■毒劇物の実在庫数量と受払簿在庫数量の不一致について 毒劇物について、受払簿上の在庫数と実在庫数の間に差異があるものがあった。 差異の発生原因を特定するとともに、都度の使用記録の上席者による確認や棚卸しを適切に実施するといった、管理を今一度徹底すべきである。</p>	農林水産部	種山畜産研究室	措置済	<p>令和6年9月に、研究室内に保管している全ての毒劇物について、受払簿上の在庫数と実在庫数を確認し、差異があったものについて、受払簿上の在庫数を修正した。 受払簿上の在庫数と実在庫数の差異については、電子データ上の数式の誤入力などに起因することが多いことから、令和6年10月から受払簿を紙様式とし、使用の都度、上席者が受払簿上の在庫数と実在庫数を確認し、押印するとともに、棚卸の間隔を半年から毎月に変更した。 なお、業務効率化の観点に基づき、今後、受払簿の電子化を進めていく必要があることから、アクセス権の制限や改ざん防止機能の付与、適切なバックアップ等など、電子媒体での適切な管理方法についても、検討を進めていく。</p>	
施設・設備の管理	指摘	9	<p>■毒劇物払い出しに対する上席者の確認漏れについて 畜産研究所本所では紙媒体にて記録簿を管理しているが、毒劇物「エストラメイト」の記録簿について、令和6年7月12日～令和6年9月17日の計5回・22mlの払い出しに上席者3名の検印が付されていなかった。上席者による確認がなされていない状況が示唆されることから、適切な毒劇物の使用内容の確認をする必要がある。</p>	農林水産部	畜産研究所本所	措置済	<p>毒劇物の記録簿について、所内職員に対し、令和6年9月に、払い出し後に管理者の検印を受けることを周知徹底したほか、在庫毒劇物の棚卸について、令和6年10月に運用を見直し、毎月1回棚卸しを行い、記録簿の記録と検印を行うこととした。 なお、業務効率化の観点に基づき、今後、記録簿の電子化を進めていく必要があることから、アクセス権の制限や改ざん防止機能の付与、適切なバックアップ等など、電子媒体での適切な管理方法についても、検討を進めていく。</p>	
施設・設備の管理	指摘	10	<p>■乳牛舎における在庫毒劇物の棚卸未実施について 乳牛舎の記録簿において令和5年10月の棚卸しの結果が記録されていなかった。管理する全ての毒劇物について棚卸しを実施し、記録を残すべきである。</p>	農林水産部	畜産研究所本所	措置済	<p>在庫毒劇物の棚卸について、令和6年10月に運用を見直し、毎月1回棚卸しを行い、記録簿の記録と検印を行うこととした。</p>	
試験研究の有用性	指摘	11	<p>■試験研究成績書の作成について 「岩手県農業研究センター試験研究推進計画進行管理要領」第7より、各部長等は、試験研究成績書を毎年度末までに作成するとしているが、園芸研究室の令和4年度試験研究成績書は令和5年8月作成となっている。また、監査を実施した令和6年8月28日現在、園芸研究室、作物研究室とも令和5年度の試験研究成績書は未完成であった。 要領第7に定めるとおりに年度末までに試験研究成績書を作成する必要がある。</p>	農林水産部	県北農業研究所	措置済	<p>令和5年度試験研究成績書について、令和6年9月に作物研究室分を作成し、令和7年1月に園芸研究室分を作成した。 「岩手県農業研究センター試験研究推進計画進行管理要領」第7について、試験研究に係る調査等は年度末まで実施するため、その研究成績を年度内に完成させることは現実的でないことから、農業研究センター本部において、令和7年3月25日付けで、毎年度末までに担当者が試験研究成績書の原案を作成、翌年度の4月に最終の研究成果・実績値を整理し、5月に所内での確認や修正を行った上で、6月末日までに試験研究成績書を作成するよう改正した。</p>	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
施設・設備の管理	指摘	12	<p>■毒物・劇物専用倉庫の鍵の管理について</p> <p>毒劇物盗難等防止マニュアルでは、鍵の管理者の決定、鍵の棚卸の実施、鍵の使用記録簿の作成を要求しているが、県北農業研究所ではダイヤル式南京錠を使用しているため、これらは行われていない。当該マニュアルに基づいて、鍵の管理者の決定、鍵の棚卸の実施、鍵の使用記録簿の作成等の管理を行うべきである。</p>	農林水産部	県北農業研究所	措置済	<p>農薬庫の施錠方法について、令和7年3月に、ディンプルキー型キー式の南京錠へ変更し、鍵の管理を次長が行うとともに、鍵の使用記録簿について、令和7年4月より運用を開始した。</p> <p>また、棚卸の実施時期について、年度当初の年1回から、10月を加えた年2回に増やしたほか、必要に応じて不定期に実施する。</p>	
施設・設備の管理	指摘	13	<p>■在庫毒劇物の棚卸未実施について</p> <p>毒物・劇物農薬の棚卸しは、年1回年度当初に担当者と次長で実施しており、毒劇物受払簿の年度末残量と現物を照合、その実在性を確認しているとのことであるが、現状では実施したことを示す証跡が存在しない。</p> <p>棚卸時に毒劇物受払簿を紙出力し、残量部分に棚卸しを実施した者の押印またはサインを残すことで、棚卸しの実効性を確保できると考えられる。その他、棚卸について、年度末の実施に加え、特にタイミングを決めずに年間に複数回実施することも不正の機会を低下させる有効な方法であり、検討が望まれる。</p>	農林水産部	県北農業研究所	措置済	<p>在庫毒劇物の棚卸の実施方法について、令和7年4月に、「毒物及び劇物管理要領」の運用の見直しを行い、実施結果を記入する毒劇物受払簿に、パスワードロックをかけた確認欄を作成し、管理責任者が確認することとした。</p> <p>併せて、棚卸の実施時期について、年度当初の年1回から、10月を加えた年2回に増やしたほか、必要に応じて不定期に実施する。</p>	
施設・設備の管理	指摘	14	<p>■物品実査の方法について</p> <p>備品の実在性や備品一覧表の網羅性について確認したところ、物品は実在するが備品一覧表の記載がないものが発見された。</p> <p>会計規則にしたがって物品の管理を行うためには、備品一覧表に記載の物品があるかどうかや良好な状態かどうかの確認はもちろん必要となるが、施設内にある物品が網羅的に備品一覧表に記載されていることについても定期的に確認する必要がある。</p>	農林水産部	水産技術センター	措置済	<p>所内の物品について、令和7年10月までに備品台帳との突合を行い、12月までに廃棄する物品をリスト化した。</p> <p>なお、備品一覧表に未記載の物品については、台帳に追加登録すべき物品がないことが確認できたことから、廃棄する物品として上記リストに追加した。</p> <p>リスト化した廃棄物品については、予算の範囲内で令和8年3月に産業廃棄物処理の委託契約を行い、廃棄した。</p> <p>今後も、使用見込みがなく、不用と判断した物品について、処分に必要な予算を確保次第、予算の範囲内で廃棄を進める。</p> <p>併せて、所内の物品について、備品一覧表への記載など会計規則に従った管理をセンター職員に供用の都度、徹底するとともに、毎年度、定期的に棚卸を行い、備品台帳との突合を行う。</p>	措置予定→措置済
施設・設備の管理	指摘	15	<p>■毒物劇物管理簿の承認印について</p> <p>毒劇物の管理について、薬品庫に毒物及び劇物を保管しており、薬品庫を施錠する鍵についても「薬品庫カギ持ち出し簿（劇物：各部用）」に持ち出し者や使用時間等を記載の上、部長の確認印を押印することで管理しているが、鍵の返却時間が記載されていないにもかかわらず、部長の確認印が押されていたものがあつた。書類の記載内容や押印のやり方等ルールを再度徹底し、毒物及び劇物の管理に必要な措置を講じなければならない。</p>	農林水産部	水産技術センター	措置済	<p>薬品庫を施錠する鍵の取扱いについて、令和7年4月の所内全体会議において、センター全職員に対し、「薬品庫カギ持ち出し簿（劇物：各部用）」への持ち出し者や使用時間等の記載及びその後の部長の確認印の押印などの周知徹底を図るとともに、毒物は管理担当者（副所長兼漁場保全部長）及び所属部長、劇物は各所属の部長から、持ち出しと返却の都度、記録の確認と検印の徹底を行うこととした。</p>	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
契約事務・支出事務	指摘	16	<p>■委託業務実績報告書の未徴取について 種苗生産配布業務委託について、毎月業務完了後速やかに「委託業務完了報告書」に「委託業務実績報告書」を添付し、県に提出しなければならないとされているが、令和5年4月分の「委託業務完了報告書」に「委託業務実績報告書」が添付されていなかった。 今後は、必要書類の徴取が漏れることの無いよう、留意する必要がある。</p>	農林水産部	内水面水産技術センター	措置済	未徴取であった令和5年4月分の「委託業務実績報告書」について、委託先の岩手県内水面養殖漁業協同組合から令和6年11月に徴取した。 報告書の徴取漏れの防止に向け、毎月の委託料支払事務に係る決裁過程で報告書の徴取状況を確認するとともに、令和7年4月に、会計事務自己点検の項目に、委託業務実績報告書の確認を追加した。	
契約事務・支出事務	指摘	17	<p>■委託業務の範囲の見直しについて 養殖組合に委託している種苗生産配布業務について、業務内容に成魚等の出荷作業が示されているが、成魚等の売却については、センターから養殖組合へ一旦売却され、同組合から養殖業者・観光業者へ売却されることから、養殖組合に所有権がある成魚等を養殖業者・旅館ホテル等へ売却する行為に対し、県が委託料を支払っていることとなるため、適切ではない。また、その売却収入が県ではなく養殖組合の収入となる点からも、当該行為に対し委託料を支払うことは適切ではない。 県は、成魚等の出荷作業を委託業務の範囲から除くなどの見直しを行う必要がある。なお、委託業務の範囲を見直した場合には、委託料の積算も見直す必要がある。</p>	農林水産部	内水面水産技術センター	措置済	令和7年度の種苗生産業務委託において、成魚等の出荷作業を委託業務の範囲から除くとともに、委託料の積算を見直した。	
契約事務・支出事務	指摘	18	<p>■フェンス修繕工事請書に割印がないことについて 令和5年度に実施したフェンスの修繕工事について、契約書類がホッチキス止めに綴られており、割印が付されていなかった。 県の「行政文書管理規程」では「書類の枚数が2枚以上にわたるものは、その両面にかけて、割印を押印しなければならない」と規定されており、割印は、契約書類が複数枚にて構成される場合に、各書類にまたがって印影が残るように押印する行為であり、契約書類の改ざんを防ぐ効果があることから、契約書類には適切に割印を付す必要がある。</p>	農林水産部	内水面水産技術センター	措置済	契約に係る決裁過程で割印を確認するとともに、令和7年4月に、会計事務自己点検の項目に、契約書類の割印の確認を追加した。	
施設・設備の管理	指摘	19	<p>■科学研究費で取得した物品に係る寄付の会計処理について 生物学研究センターでは、科学研究費で購入した設備等を各種規定に基づき寄付をすることを求めているが、寄付された設備等は固定資産物品台帳における管理は行われているものの、会計処理が実施されていないことが判明した。 設備等の寄付が行われた場合には、単に固定資産物品台帳に記載して管理するだけでは不十分であり、帳簿上も資産として受入れ、会計処理を行う必要がある。なお、（公財）生物学研究センターは公益財団法人であるため、公益法人会計基準に準拠して、その会計処理を行わなければならない。</p>	農林水産部	生物学研究所	措置済	科学研究費で購入した設備等について、固定資産台帳兼減価償却計算表を新たに整備し、管理することとし、令和7年3月までに過年度購入分を整備済みであるほか、令和7年度分は購入の都度記入している。 併せて、公益法人会計基準に従い、帳簿上も資産として計上し、減価償却を行っている。	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
施設・設備の管理	指摘	20	<p>■物品台帳の記載漏れについて 現物の備品からサンプルを抽出し、備品管理一覧表との突合を行ったところ、記載漏れ等が発見された。 使用している備品については、台帳に登録し適正な管理が求められる。また、故障し、使用の予定がなければ早めの廃棄処分が必要となる。一度各備品の使用状況や台帳への登録の有無を再確認し、不用な備品については処分を進め、必要な備品については備品シールや台帳への記載の有無を確認することが必要である。</p>	農林水産部	生物工学研究所	措置済	<p>令和7年8月に備品管理一覧表と現物の突合を行い、使用状況を確認し、使用中のもの、修理が必要なもの、廃棄するものに分類し、使用中の備品については、台帳への登録及び備品シールの貼付を確認した。 併せて、修理が必要な備品及び廃棄する備品については、予算の範囲内で修理及び廃棄を行い、廃棄した備品については、備品管理一覧表から削除した。</p>	措置予定→措置済
施設・設備の管理	指摘	21	<p>■毒物及び劇物の数量管理及び棚卸について （公財）生物工学研究センターの医薬用外毒物管理表では、「確認日/在庫量」に記載後、一度も使用することなく、表の「使用日/残量」が空欄になっている薬品が多く存在していた。医薬用外毒物は年度末に管理部が棚卸を行っているが、医薬用外劇物は棚卸を行う体制になっていないとのことであり、改善の必要がある。 毒物及び劇物取締法第11条第1項では、毒物又は劇物の取扱いについて、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と定められており、実地棚卸を定期的実施することが必要である。</p>	農林水産部	生物工学研究所	措置済	<p>令和7年3月、センター内の医薬用外毒物に加え、医薬用外劇物の棚卸を実施した。 また、令和7年8月26日付けで、医薬用外劇物の在庫量の定期点検を行うことを明記した「毒物及び劇物管理細則」を策定し、令和7年11月1日から施行し、令和8年1月に毒劇物の在庫量の点検を実施した。</p>	措置予定→措置済

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
契約事務・支出事務	意見	1	<p>■郵便切手の受払管理について</p> <p>郵便切手について、切手の受払がある都度、「郵便切手等受払簿」に記入し、切手の受払管理をすることになっているが、生活習慣病予防支援システム（国庫事業）の実施通知を発送するために購入した11,914円分の切手について、受払管理を行っていないかった。</p> <p>国庫事業分についても受払管理を行い、受払がある都度、購入した切手の種類ごとに購入数、使用した切手の種類ごとに払出数を、漏れなく受払簿に記入することが必要である。</p> <p>また、レターパックは、受払簿が作成されていないが、普段使用する切手より高額であり、今後、レターパックに関しても受払管理を行う必要がある。</p>	環境生活部	環境保健研究センター	措置済	郵便切手の受払管理について、令和6年11月から、国庫事業分を含め受払がある都度、購入した切手の種類ごとに購入数、使用した切手の種類ごとに払出数を漏れなく受払簿に記入するとともに、レターパックに関しても、受払管理を行っている。	
施設・設備の管理	意見	2	<p>■備品管理一覧表の整合性の確保について</p> <p>備品管理について、県の財務会計システムから出力される備品管理一覧表（以下「県統一台帳」という。）と、センターが独自に作成している備品管理一覧表（以下「センター独自台帳」という。）による二重管理状態となっているが、センター独自台帳に記載されているにもかかわらず、現物が存在しなかった備品が発見された。なお、当該備品について、県統一台帳には記載がなかった。</p> <p>現状の二重管理状態がやむを得ない面もあるが、センター独自台帳と県統一台帳の整合性の確保は必須であり、例えば、年に一度、両台帳の整合性の確認を厳格に行うなどして、備品管理一覧表の整合性を確保する必要がある。</p> <p>また、センターでは、定期的な備品等の現物確認調査を行っているものの、県統一台帳とセンター独自台帳のうち、どちらの台帳と照合するかなど備品の確認方法が徹底されていないかった。統一的方法を規定した備品管理マニュアルを作成するなどして備品の現物確認調査を行うことを検討されたい。</p>	環境生活部	環境保健研究センター	措置済	令和7年12月に、県統一台帳とセンター独自台帳の再点検の実施に併せて現物確認調査を実施した。 また、令和8年3月に、備品の統一的方法を規定したマニュアルを作成した。	措置予定→措置済
施設・設備の管理	意見	3	<p>■センター独自台帳の再確認について</p> <p>令和2年度に行った備品の現物確認調査において現物が存在しなかった備品やその一部が存在しなかった備品について、令和6年1月に改めて「所在不明物品一覧」として整理し、財務会計上の処分手続きを行っており、県統一台帳からは当該所在不明物品は削除されている。</p> <p>一方、センター独自台帳上は、当該所在不明物品は削除されておらず、存在している状態となっている。したがって、所在不明物品については、再確認を行った上で、センター独自台帳から削除する必要がある。</p>	環境生活部	環境保健研究センター	措置済	令和7年12月に、県統一台帳とセンター独自台帳の整合性を厳格に確認するための再点検を実施し、所在不明物品については、センター独自台帳から削除した。	措置予定→措置済
施設・設備の管理	意見	4	<p>■陳腐化した備品の扱いについて</p> <p>既に使用されていない（または使用できない）と思われる備品が多々見受けられた。</p> <p>管理コストの観点から、陳腐化した備品は不要物品として整理し、処分を進めていくことが望ましい。センターは現物確認調査を実施し、備品の使用状況を把握したうえで、不用と判断された備品については適時に処分を進めていく必要がある。</p>	環境生活部	環境保健研究センター	措置済	令和7年12月に、県統一台帳とセンター独自台帳の再点検の実施に併せて現物確認調査を実施し、不用備品を洗い出すとともに、不用と判断した備品について、令和7年度予算の範囲内で廃棄処分を進めた。 今後も、不用と判断した備品について、適時に処分を進めていく。	措置予定→措置済

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
施設・設備の管理	意見	5	<p>■不用備品の廃棄の速やかな実施について 不用決定されているが、廃棄されないまま保管されている状態となっている備品が多数見受けられた。 所要の事務手続やスペースの確保といった管理コストがかかるほか、昨今の物価上昇を踏まえると、保管し続けることで処分費用がより高くなることも考えられる。また、不用決定済みの備品については、センター独自台帳から削除されるため、簿外管理状態となり、備品の効率的管理の観点からも望ましくない。 したがって、適時に不用備品の廃棄を実施する必要がある。</p>	環境生活部	環境保健研究センター	措置済	<p>令和7年12月に、県統一台帳とセンター独自台帳の再点検の実施に併せて、不用決定済みでありながら廃棄されないまま保管されている状態の備品についても調査を実施し、洗い出しを行うとともに、不用と判断した備品について、令和7年度予算の範囲内で廃棄処分を進めた。 今後も不用と判断した備品について、適時に処分を進めていく。</p>	措置予定→措置済
施設・設備の管理	意見	6	<p>■長期間未使用の薬品について 使用期限が切れている薬品が散見されたため、長期間未使用の薬品については、安全管理上の観点から、今後の使用見込みを検討したうえで、不用と判断したものは、適切に廃棄処分する必要がある。</p>	環境生活部	環境保健研究センター	措置済	<p>令和7年12月に、全ての長期間未使用の薬品の今後の使用見込みに係る検討を実施し、不用薬品を洗い出すとともに不用と判断した薬品について、令和7年度予算の範囲内で廃棄処分を進めた。 今後も不用と判断した薬品について、適時に処分を進めていく。</p>	措置予定→措置済
施設・設備の管理	意見	7	<p>■稼働休止中の太陽光発電設備の今後の取扱いについて 平成13年に整備された太陽光発電設備について、令和2年度に設備の故障により発電がされないことが認識され、現在は稼働休止中の状態であるが、修理等の対応は取られておらず、また、設備のメンテナンスも行われていなかった。 まず故障の要因の把握、修理する場合に発生する費用規模の把握をした上で、現状のままでの維持を良しとするのか、それとも、脱炭素化を推進するために必要な設備の修理、更新を行うのか、県としての考えをまとめておく必要がある。</p>	環境生活部	環境保健研究センター	措置済	<p>令和7年5月に、太陽光発電設備施工業者による設備調査を実施し、休止の要因となった漏電箇所等の把握はできなかったものの、パネルやパワーコントローラー等の設備自体は正常に稼働することが判明したことから、太陽光発電設備の稼働を再開した。 併せて、今後、設備の不具合が発生した場合、その要因と修理に係る費用規模を適時適切に把握した上で、原則として、稼働を継続するために必要な修理を行う方針を策定した。</p>	
知的財産の管理	意見	8	<p>■特許権の維持コストについて 「ウイルスの吸着方法」について、特許権取得後、これを活用した調査研究は実施されておらず、また実施料収入も発生していないが、毎年数万円程度の維持コストが発生している状況である。 現状では実施料収入が維持コストを上回ることが見込めない状況であり、岩手県知的財産事務に係るガイドライン第5に則り、維持するかどうかを検討する必要がある。なお、今後の活用可能性がゼロではないことから、向こう何年間など期限を区切り、その間の環境変化を考慮し、維持するかどうかの決定を考えるべきである。</p>	環境生活部	環境保健研究センター	措置済	<p>「ウイルスの吸着方法」に係る特許権を活用した調査研究の実施予定がなく、実施料収入が維持コストを上回ることが見込めないことから、令和7年12月に当該特許権を維持しない方針を決定し、その方針に基づき手続きを進めていく。</p>	措置予定→措置済

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
試験研究の有 用性	意見	9	<p>■先端科学技術研究センターの位置付けの見直しについて</p> <p>本センターの整備時においては、中長期的な視点から先導的・先端的な研究を行い、本県産業の基盤を形成するとともに、新産業の開発を推進するため、本県における研究開発の拠点として位置づける旨が整備目的として掲げられ、具体的活用方向として、「当面は、超伝導（磁気科学）分野の研究を推進」することが計画されていたが、現在は公益財団法人いわて産業振興センターが活動の中心となり、産業振興の拠点としての色彩が強くなっているものと言える。</p> <p>施設の利用実態や取り巻く環境等が変化していることを踏まえ、今後も試験研究機関として維持していくことの必要性を実態に即して再検討する必要がある。あらためて、県の施策の中で本センターに求める役割や機能等を整理し、その必要性も含めて位置付けを見直されたい。</p>	ふるさと振興部	先端科学技術研究センター	措置済	<p>令和6年度に、ふるさと振興部（ふるさと振興企画室、科学・情報政策室）、商工労働観光部（商工企画室、ものづくり自動車産業振興室）、I L C推進局（事業推進課）と総務部（人事課）の4者で、先端科学技術研究センターの在り方に係る検討を実施し、I L C推進局から、センター内に設置する「岩手I L C連携室・オープンラボ」の人居継続と誘致が決定した場合の先端産業集積拠点としてのセンターの活用意向が示されたことを踏まえ、令和6年7月に当面は現行体制を維持することを決定した。</p> <p>今後、I L C誘致の動向を注視しながら、必要に応じて、先端科学技術研究センターの在り方を検討していく。</p>	
施設・設備の 管理	意見	10	<p>■未稼働状態にある太陽光発電設備の今後の取扱いについて</p> <p>平成11年に整備された太陽光発電設備について、令和元年度に電気室のパワーコントローラーに故障が発生し、修繕に要する費用が数千万円に及ぶこともあり、修繕は行われておらず、現在は未稼働の状態であり、設備のメンテナンスも行われていない。</p> <p>故障が発生してから5年以上未稼働の状態である太陽光発電設備を、現状のままでの維持を良しとするのか、それとも、脱炭素化を推進するために必要な設備の修理、更新を行うのか、県としての考えをまとめておく必要がある。</p>	ふるさと振興部	先端科学技術研究センター	措置済	<p>令和7年12月に改定した公共施設個別施設計画において、令和9年度に太陽光パネルの撤去に係る設計を実施し、令和10年度に撤去を行うことを定めた。</p>	措置予定→措置済
契約事務・支 出事務	意見	11	<p>■随意契約の比較</p> <p>センターでは、2つの非常用発電機の保守契約について、随意契約で委託契約を締結しているが、本館非常用発電機については金額的重要性が低いことを理由に、三者による見積合わせを行ったうえで随意契約を締結している、一方、ガラス温室棟非常用発電機については、設置機器の製造メーカー又は系列代理店等以外の保守点検は困難であることを理由に、一者随意契約を締結している。</p> <p>機器の種類や特殊性によっては、保守や修理において特別の知識・技術を要することも多く、製造メーカー以外では対応ができないこともあることから、機器設置においては、設置後の保守契約等についても可能な限り検討し、競争入札や見積合わせが実施可能な機器を導入することが必要となる。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	<p>ガラス温室棟非常用発電機に係る令和7年度の保守契約に際し、本館非常用発電機と合わせた契約方法を検討したが、個々に契約した方が契約額を抑えられることから、個々に契約締結を行った。</p> <p>なお、今後の機器更新時には、更新後の保守契約等も含めた検討を行い、より安価な契約を締結する。</p>	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
契約事務・支出事務	意見	12	<p>■一者随意契約理由の妥当性について 農業研究センター及び隣接する博物館の警備業務について、平成9年度以降、一者随意契約で委託契約を締結している。その理由は、現在契約している当初のシステムを設置した事業者以外に業務委託する場合には、現在のシステムを使用することはできないため、機器交換に伴う費用が嵩み、更には、設置工事期間中の常駐警備（夜間・休日）に係る費用が追加発生するなど不経済であるというものであるが、仮に、警備システムを入れ替えることにより、人的警備の内容や実施時間の減少につながるのであれば、機器交換に伴う費用は、人的警備費用の削減により、十分に回収できることもあり得る上、27年前に導入した警備機器より、現在の最新の警備機器の方が、利便性の向上やコスト削減が期待できる。 以上から、警備業務については、機器類の交換も前提として、長期的な視点で、業務の見直しを実施することが期待される。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	<p>警備業務に係るシステム機器類の交換には多額の費用を要するため、限られた予算の中で優先順位を精査した結果、次回交換を検討する時期は、令和8年度以降の委託契約の検討を行う際と決定した。 なお、検討に当たっては、警備機器更新に要する費用と削減される人的警備費用の比較などによるコスト削減や利便性の向上を踏まえた具体的な検討を実施する。</p>	
契約事務・支出事務	意見	13	<p>■随意契約の見直しについて 令和5年度に31件の委託契約を実施しているが、一般競争入札が6件、随意契約が25件であった。契約の原則は一般競争入札であるため、現在一者随意契約を締結している業務についても、一般競争入札への変更の可否を検討されたい。検討にあたっては、業務の類似性や実施の時期、実施可能な事業者の数等も考慮し、見直すことが有用となる。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	<p>一者随意契約を締結している業務（5業務）について、令和7年度の委託契約に際し、仕様の見直しと併せて一般競争入札への変更の可否について検討を行い、ネットワーク保守、ガラス温室棟非常用発電保守、昇降機設備保守、警備業務の4業務については、導入しているシステムや設備の特性により現状では設置者以外の者による契約が困難であり、消防用設備機器保守については、契約額が少額（10万円以下）であることから1者随契が妥当であると判断した。 また、上記以外の20業務は、いずれも2社以上の業者から見積書を徴し、競争性を確保した。 なお、施工場所が北上市（農業研究センター）と陸前高田市（南部園芸研究室）のように類似業務であっても遠隔になる業務について、同一業者で実施可能な業務は一括契約として12業務に集約しているが、業務の類似性を考慮しても集約が不可能な業務は、岩手県会計規則第106条第6項を適用し、随意契約を行うことが妥当であると整理済み。</p>	
施設・設備の管理	意見	14	<p>■未使用備品の扱いについて 備品台帳からサンプルを抽出して実査を行ったところ、真空冷却装置について、機材の管理上、電源を入れたままではあるが、使用されていない。現物がある以上は管理を行わなければならないし、保管スペースも必要となることから、備品現物確認を実施した際に、未使用であり不用と判断された備品については、適時に処分を進めていく必要がある。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	<p>令和7年3月に、センター内の不用物品の把握調査を実施し、真空冷却装置については今後の使用見込みがないことから、電源を抜き、不要物品として整理した。 不用と判断したものについて、処分に必要な予算を確保次第、適切に廃棄処分を進める。</p>	
施設・設備の管理	意見	15	<p>■不用物品の廃棄の速やかな実施について 廃棄されないまま保管されている状態となっている備品が多数見受けられた。これらの備品は、財務会計上は不用決定済みであるため、備品台帳上は削除されており、簿外管理状態となっている。 廃棄待ちとはいえ、現物管理を行わなければならないため管理コストがかかることとなるほか、昨今の物価上昇を踏まえると、保管し続けることで処分費用がより高くなることも考えられる。また、不用決定済みの備品については、簿外管理状態となり、備品の効率的管理の観点からも望ましくない。 したがって、適時に不用備品の廃棄を実施する必要がある。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	<p>令和7年3月に、不用決定済みでありながら、廃棄されないまま保管されている状態のセンター内の不用物品の把握及び一覧の作成を行った上で、85点の不用物品の処分を実施した。</p>	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
施設・設備の管理	意見	16	<p>■毒物及び劇物の全体在庫の把握について 農薬在庫リスト等が作成されておらず、センター全体の在庫を把握することができない状態であった。 特に、毒劇物の保管場所が分散していたり、扱う毒劇物の種類が多かったりする室課においては、個別の管理だけではなく、一覧で全体管理する必要性が高く、各部・室課及びセンター全体における毒劇物の在庫把握を行えるよう取組む必要がある。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	毎年10月に行っていた年1回の定期点検を年2回に増やすとともに、毒劇物の点検報告書に合わせて毒劇物の受払簿の提出を求めることにより、センター全体での在庫管理を図ることとし、令和7年9月に「毒物及び劇物管理要領」を改正した。	措置予定→措置済
施設・設備の管理	意見	17	<p>■毒劇物受払簿の記載方法の統一化について 各部・室課の毒劇物受払簿は、年度ごとに受払簿を作成している室課もあれば、購入時から継続記録する方法により受払簿を作成している室課もあり、作成方法がまちまちであった。 毒劇物受払簿は単年度ごとに作成するのではなく、継続使用していく方が望ましいと考えるが、適切な記載方法を検討のうえ、「毒物及び劇物管理要領」に毒劇物受払簿の記載方法を明記し、統一化を図る必要がある。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	令和7年2月に、毒劇物受払簿の作成方法について、単年度ごとではなく、継続使用していく方法に統一し、センター内職員に周知徹底を実施した。 令和7年9月4日付で「毒物及び劇物管理要領」を改正し、受払簿の記入例を作成し、統一化を図った。	措置予定→措置済
施設・設備の管理	意見	18	<p>■毒劇物定期点検結果の未記載について 果樹研究室の受払簿に定期点検結果が記載されていなかった。センターによると、受払簿に定期点検結果を記載することを要領上必須としていないことから記載していないのであって、定期点検は実施したものと認識しているとのことであったが、「毒物及び劇物管理要領」で示されている定期点検は受払簿に点検結果を記録する必要がある。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	所属長（部長）に対し、令和7年2月に、果樹研究室の定期点検実施結果に係る受払簿への記載を依頼し、令和7年3月に、受払簿に記載済みであることを確認した。	
施設・設備の管理	意見	19	<p>■長期間未使用の毒劇物について 使用期限が切れているものや使用見込がないと思われるものなど、長期間未使用の毒劇物が散見された。 廃棄のための予算が確保できていないため廃棄処分できていないとのことであったが、保管スペースの問題のほか、盗難・紛失による想定外の事故等のリスクを抱え続けることとなるため、長期間未使用の毒劇物については、今後の使用見込みを検討したうえで、不用と判断したものは、適切に廃棄処分する必要がある。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	令和7年7月に、全ての長期間未使用の毒劇物の今後の使用見込みに係る検討を実施し、不用毒劇物の洗い出しを実施した。 今後の使用が見込めず、不用と認められる毒劇物について、使用期限切れの毒劇物と併せて、処分に必要な予算を確保次第、随時、適切に廃棄処分を進める。	
知的財産の管理	意見	20	<p>■特許権の維持コストについて 特許権等を取得することは、将来への投資である以上、県に金銭的な利益をもたらすことを確約するものではないが、何年にも亘って実施料収入が発生しないような特許権等については、今後もこれが利用される可能性は低いことを念頭にいた判断が必要である。 「切断器具」は、2017年に登録され、2018年以降実施料収入が発生していないことから、その権利更新の適否を検討しなければならず、将来的に本特許権が県民の利益になるかを冷静に考量して判断すべきである。 また、登録品種の中でも、りんどうの「キュースト」は令和2年度及び令和3年度の売上自体が発生していないし、またそれ以外にも極端に売上の少ないものが見られることから、これらについては実施料収入が登録料等のコストを上回することは期待できない状態にある。これについては当年度もしくは次年度中に検討すべきである。</p>	農林水産部	農業研究センター	措置済	「切断器具」及び「キュースト」について、特許権を活用した調査研究の実施見込みがなく、実施料収入が維持コストを上回ることが見込めないことから、令和7年2月に権利放棄の手続きを完了し、「切断器具」については令和7年4月に特許権を削除し、「キュースト」については令和8年3月に権利が消滅した。	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
試験研究の有用性	意見	21	<p>■評価等の高い種雄牛の造成促進等について</p> <p>令和5年度における子牛の平均取引価格（雄雌平均）は、全国平均の92～94％程度の価格水準にとどまっており、子牛取引価格低迷の一因としては、県有種雄牛の全国的な知名度が低く、県有種雄牛の子牛が低価で取引されることから、畜産農家が全国流通している他県等の種雄牛の精液を使用することにより、結果として希少性の低い子牛を生産し取引せざるを得ない状況があるものと考えられる。</p> <p>種雄牛を選抜・造成し、その評価等が固まるまでには期間を要するものであるが、今後、より早期に高い評価等を得られるようゲノム育種価等を活用した選抜・造成等を進めることを期待する。</p> <p>さらに、研究成果を活かすためには、最終消費者に働きかけることも重要であることから、畜産研究所だけでなく県庁内他部署も加わり、農協、畜産農家、流通業者及び飲食事業者等と協力し、いわて牛のブランディングの強化及び県有種雄牛の世間的な認知度や評価の向上を継続的に図ることを検討されたい。</p>	農林水産部	種山畜産研究室	措置済	<p>効率的に優れた種雄牛を造成するため、ゲノム分析や性選別精液を活用し、種雄牛候補の選抜、計画交配雌牛の選定及び計画交配を進めているところ。</p> <p>併せて、いわて牛及び県有種雄牛の世間的な認知度や評価の向上を図るため、県庁畜産課及び種山畜産研究室職員と県有種雄牛が県職員YouTuberとして、全国に情報を発信するとともに、県、農協、畜産農家、流通業者及び飲食事業者等との継続的なPR体制の構築を引き続き進めていく。</p>	
収入事務	意見	22	<p>■鶏卵販売価格の積算方法について</p> <p>試験研究用に飼育されている鶏が産んだ卵については、試験研究活動から生じた副産物として、直近5か年における鶏卵相場（東京基準値）の年間平均値を基に設定した販売価格で定期的に外部の団体へ売払いを行っているが、鶏卵価格は、令和5年度の鶏卵販売価格積算に用いた過去5年間の平均値よりも4割近く上昇しているように、昨今の鶏卵の市場価格は変動が大きく、5か年の平均値を採用する合理的な理由もないことから、例えば、前年度の年間平均値を採用する等、市場価格をより反映した販売価格とすることを検討されたい。</p>	農林水産部	畜産研究所本所	措置済	<p>鶏卵販売価格の積算方法について、令和7年度契約から、直近2か年の平均値を用いた販売価格の設定に変更した。</p> <p>なお、前年度の年間平均値とすることは、各年度の前年平均との差の5か年平均に対する割合を考慮するとばらつきが最も大きく、適切な市場価格を反映できないため、採用しないもの。</p>	
契約事務・支出事務	意見	23	<p>■のこくず購入取引の単価契約への速やかな移行について</p> <p>のこくずの購入取引について、同一の購入を都度都度繰り返す形態であり、年間を通して単価は変動しないことから、単価契約とすることにより事務作業の効率化が図れるものと考えられ、早期に単価契約に変更するよう事業者との交渉等を速やかに進められたい。</p>	農林水産部	畜産研究所本所、外山畜産研究室	措置済	<p>のこくず購入について、令和7年4月から、単価契約に変更した。</p>	
組織と人事管理	意見	24	<p>■種雄牛馬等取扱勤務手当記録簿の管理フローについて</p> <p>種雄牛馬等取扱勤務手当について、共有フォルダ内のエクセルファイルの種雄牛馬等取扱勤務手当記録簿（以下「記録簿」という。）に、対象業務を実施した職員が作業内容や作業時間を記載し、原則として当日中に上席である命令者が「確認」という文言を入力するという管理フローであるが、全職員がアクセス可能な共有フォルダ上で記録簿を管理しているため、命令者の確実な検証が実施されない可能性があることや、職員が過去の勤務記録を改ざんすることが可能な状況となっている。</p> <p>このため、記録簿を紙管理として日々上席者が確認した結果を示す押印又はサインを残すことや、電子的に管理するとしてもアクセス権を少人数のみに限定すること、変更・編集部分を明示できるような仕組みへと変更すること、ファイルのバックアップを適時適切に保管すること等が求められる。</p>	農林水産部	種山畜産研究室	措置済	<p>種雄牛馬等取扱勤務手当記録簿について、令和6年9月から紙管理とし、対象業務の実施の都度、上席者が確認の上、押印する方法に変更した。</p> <p>なお、業務効率化の観点に基づき、今後、記録簿の電子化を進めていく必要があることから、アクセス権の制限や改ざん防止機能の付与、適切なバックアップ等など、電子媒体での適切な管理方法についても、検討を進めていく。</p>	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
施設・設備の管理	意見	25	<p>■システム出力帳票間の財産価格差異に係る原因究明について</p> <p>【指摘7】のとおり、原因がはっきりとしないシステム上のエラーが生じてしまうとシステムに対する信頼が揺るぐため、実務上その他の様々な弊害が生じることが予想される。</p> <p>今後の対応として、エラーが生じた要因を調査すること、同様のエラーがないか検証すること、その上でエラーの根本原因を除去することが求められる。</p>	総務部 (農林水産部)	管財課 (畜産研究所)	措置済	<p>「指摘7」における「財産台帳」と「財産総括表」上の価格の差異に係るエラーの原因について、システムベンダーに当時の作業記録等がなく、原因究明は困難であるもの。</p> <p>現在は、ベンダーでの作業記録の徹底及び管財課における財産台帳納品時の各部局での記載内容の確認を行うことにより対応しているほか、同様のエラーについては、存在しない旨、令和7年2月にベンダーに確認済み。</p>	
施設・設備の管理	意見	26	<p>■「毒劇物受払簿」の運用について</p> <p>種山畜産研究室では、毒劇物受払簿を全職員がアクセス可能な共有フォルダ上のエクセルファイルで管理しており、上席者による確実な毒物・劇物の使用にかかる確認・承認が実施されない可能性があるほか、不正が隠蔽可能な状況であった。毒劇物受払簿を紙管理として上席者が管理することや、電子的に管理することもアクセス権を少人数のみに限定すること、変更・編集部分を明示できるような仕組みへと変更すること、ファイルのバックアップを適時適切に保管すること等の対応が必要である。</p>	農林水産部	種山畜産研究室	措置済	<p>毒劇物受払簿について、令和6年10月から紙様式の綴りとし、上席者が管理する方法に変更した。</p> <p>なお、業務効率化の観点に基づき、今後、受払簿の電子化を進めていく必要があることから、アクセス権の制限や改ざん防止機能の付与、適切なバックアップ等など、電子媒体での適切な管理方法についても、検討を進めていく。</p>	
施設・設備の管理	意見	27	<p>■記録簿への記入方法について</p> <p>畜産研究所本所の記録簿について、鉛筆で記入されている事案が散見された。鉛筆により記入した場合、容易に証跡を残さずに改ざんが可能であるため、不適切である。記録簿の記入は、容易に改ざんが出来ないボールペン等を用いるべきである。</p>	農林水産部	畜産研究所本所	措置済	<p>毒劇物受払簿への記録方法について、令和6年10月に運用を見直し、ボールペンで記載することに変更した。</p> <p>なお、業務効率化の観点に基づき、今後、記録簿の電子化を進めていく必要があることから、アクセス権の制限や改ざん防止機能の付与、適切なバックアップ等など、電子媒体での適切な管理方法についても、検討を進めていく。</p>	
試験研究の有用性	意見	28	<p>■試験研究成績書の作成時期について</p> <p>【指摘11】に記述したとおり、要領第7より、各部長等は、試験研究成績書を毎年度末までに作成するとしているが、研究成果の発現に時間がかかるなど、研究の進捗状況等から年度末までに試験研究成績書の作成が困難で、かつ年度末までに作成する必然性が低いのであれば、要領第7の規定の見直しを図ることも方法である。</p>	農林水産部	県北農業研究所	措置済	<p>「岩手県農業研究センター試験研究推進計画進行管理要領」第7について、試験研究に係る調査等は年度末まで実施するため、その研究成績を年度内に完成させることは現実的でないことから、農業研究センター本部において、令和7年3月25日付けで、毎年度末までに担当者が試験研究成績書の原案を作成、翌年度の4月に最終の研究成果・実績値を整理し、5月に所内での確認や修正を行った上で、6月末日までに試験研究成績書を作成するよう、改正した。</p>	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
契約事務・支出事務	意見	29	<p>■複数年度契約の検討について 県北農業研究所冷暖房空調設備等自動制御機器点検整備業務について、一般競争入札を実施しているが、一者応札となっている。本業務は特定の企業が開発した冷暖房コントロールシステムの点検整備業務であり、同社と関係しない第三者が行うのは困難である可能性が高い。 本件の入札について、応札社以外の者の参入が想定しがたいのであれば、毎年度一般競争入札を実施するのではなく、同社と複数年度契約を締結し、契約事務の簡便化等を図ることも考えられるため、同業務の契約方法の見直しを図ることが望ましい。</p>	農林水産部	県北農業研究所	措置済	冷暖房空調設備等自動制御機器点検整備業務について、令和7年度契約から、3年間の複数年度契約（長期継続契約）に見直した。	
施設・設備の管理	意見	30	<p>■旧農業改良普及センターの備品の有効活用について 組織再編の過程で、軽米地域普及所の備品は部分的に移管されたものの、県北農業研究所庁舎内に現在も軽米地域普及所時代（所管は二戸農業改良普及センター及び農業普及技術課）の備品が数多く残っており、遊休状態にあった。 まだ使用可能性がありそうな備品が数多く存在していたため、他所管への照会や売却可能性の検討等により有効活用を図ることが望まれる。</p>	農林水産部	農業普及技術課	措置済	<p>遊休状態にある備品について、令和7年7月に、二戸農業改良普及センターにおける普及指導活動業務での活用の有無の整理を実施した。 上記を踏まえ、活用見込みのない備品については、令和7年9月に全庁に需要に係る照会を行い、引き取り希望のあった「豆摺機」「製麴機」「定温機」について、令和7年11～12月に所管換えを行い、有効活用を図った。</p>	措置予定→措置済
施設・設備の管理	意見	31	<p>■使用率の低い設備の今後の取扱いについて 県北農業研究所本館にある特別会議室、大会議室、中会議室などの利用率が以前よりも低下していると思われる。また、これら施設は、県北農業研究所の地理的条件もあり、利用率の向上や他の用途への転用は難しいと思われる。 利用率が低い状況であっても、施設の安全性の確保など一定の維持管理コストは発生せざるを得ないが、コストの低減化には常に留意する必要がある。</p>	農林水産部	県北農業研究所（農業普及技術課）	措置済	県北農業研究所本館にある会議室は、各種会議や研修等で使用しているほか、昨年度新たに開講した「いわてグリーン農業アカデミー」の会場として使用され、利用率が令和5年度比で増加しているが、日々のコスト低減に向けた取組に一層留意する。	
施設・設備の管理	意見	32	<p>■県北農業研究所職員公舎の入居率の向上について 職員公舎について、単身用の入居率が低い。 公舎には研究所職員だけではなく、近隣の県立病院等の職員も入居しており、近隣施設に入居可能な旨、連絡しているとのことであるが、今後も定期的に連絡を行い、入居の促進に努めていくことが望ましい。</p>	農林水産部	県北農業研究所農林水産企画室	措置済	令和7年2月に、二戸地区における職員公舎を所管する二戸地域振興センターに対し、県北農業研究所職員公舎の概要を提供し、同センターを通じ令和7年度定期人事異動により二戸・軽米地区公所に勤務する職員への周知を図り、入居促進に努めた。 また、今年度も同様の対応を行った。	
施設・設備の管理	意見	33	<p>■毒物・劇物に該当する農薬の施錠管理について 毒劇物を専用倉庫内の専用薬品棚に保管しているが、専用倉庫の扉と専用薬品棚のいずれも3桁のダイヤル式南京錠で施錠を行っており、ロックシステムとして極めて脆弱である。最低限のレベルとしてピッキングが行いにくく複製画困難であるディンプルキー型の南京錠を用いるといったロックシステムの強化が必要である。</p>	農林水産部	県北農業研究所	措置済	令和6年10月より、農薬庫の施錠方法について、ダイヤル式からディンプルキー型キー式の南京錠へ変更した。	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
施設・設備の管理	意見	34	<p>■毒物・劇物に該当する農薬の在庫管理について 毒物・劇物農薬について、在庫・入出庫管理としてエクセルファイルの「毒劇物受払簿」を使用しているが、当エクセルファイルは研究所の職員全員が閲覧・編集可能な共有フォルダ上にて管理されており、不正の隠蔽が可能な状態になっている。 「毒劇物受払簿」を紙管理として上席者が管理することや、電子的に管理するとしてもアクセス権を少人数のみに限定する、変更・編集部分を明示できるような仕組みへと変更する、ファイルのバックアップを適時適切に保管する等が必要である。</p>	農林水産部	東北農業研究所	措置済	エクセルファイルの「毒劇物受払簿」について、令和7年4月から、それぞれの農薬シートごとにパスワードのロックをかけ、確認欄を次長のみがアクセスできるよう、運用方法を変更した。	
契約事務・支出事務	意見	35	<p>■委託先の選定方法について 樹木園及び敷地管理業務を随意契約で委託しているが、事業者選定の基準は「令和4・5年度森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）のうち、施工可能作業種として「下刈り」を希望し、かつその実績を有すること」とされており、岩手県森林整備協同組合、盛岡広域森林組合の2者が選定され、2者による見積合わせが行われている。 資格者名簿には下刈りを施工可能作業種としている事業者が32者あり、その中で岩手県森林整備協同組合、盛岡広域森林組合の2者のみが選定されていることについて、特段文書化はされておらず、選定基準が明確になっていない。 業務内容が除草、芝刈、草刈、集草、運搬であり、他の民間事業者でも実施可能な業務と考えられる。そのため、業者選定過程を適切に文書化することが望ましい。</p>	農林水産部	林業技術センター	措置済	樹木園及び敷地管理業務について、令和7年度の委託契約に際し、施行何の業者選定理由（選定基準）において、「名簿登録の地域区分（＝事業所の所在地）が『盛岡地域』であること、入札の参加を希望する地域が『盛岡地域』であること、営業内容が『造林業』であること、施行可能作業種が『下刈り』の事業者でその実績を有すること」を明記し、同選定基準を充たす業者は2者のみであることを文書上で明確化した。	
施設・設備の管理	意見	36	<p>■毒劇物の管理方法について 毒劇物の点検記録簿について、ボトル、ビン等を単位として薬品一品ごとに1枚の紙で作成されており、紙に穴を開けて綴じひもでつづられている。また、点検記録簿には識別No.が記入されているが、番号が連続しておらず、さらに、現在使われている識別No.を別途記録しておく仕組みもない。そのため、在庫量を確認するためなどとして、つづりから特定の点検記録簿を抜き取り、その点検記録簿を紛失してしまっても、紛失したことが認識されない危険性がある。 点検記録簿については、網羅性を確保する仕組みを設けておく必要がある。</p>	農林水産部	林業技術センター	措置済	毒劇物の点検記録簿について、令和7年3月から、表計算ソフト（Excel）を使用して薬品ごとに電子化し、データベース管理する運用方法に変更した。	
施設・設備の管理	意見	37	<p>■毒劇物の廃棄の必要性の検討について 現在保管している毒劇物について、今後の使用可能性を検討している痕跡が確認できなかった。毒劇物は細心の注意を払い厳重に管理する必要があり、管理にかかる手間やそのコストを考えれば、保管数量は必要最小限にとどめておくことが望ましい。 近年、使用実績がない薬品について、今後、使用する可能性があるのかを検討し、使用が見込めない薬品は適正に廃棄処分とすることが望ましい。</p>	農林水産部	林業技術センター	措置済	令和7年3月に、毒劇物等の棚卸確認を実施するとともに、近年、使用実績がない薬品に係る今後の使用可能性を検討し、不用薬品の洗い出しを行った。 今後の使用が見込めず、不用と認められる薬品について、処分に必要な予算を確保次第、随時、適切に廃棄処分を進める。	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
施設・設備の管理	意見	38	<p>■宿泊施設の設備等の取扱いについて</p> <p>研修宿泊棟2階の宿泊室について、現在、簡易宿所営業は廃止され、宿泊施設としては使用されていないが、いわて林業アカデミーのため通年で利用しているほか、研修施設としての機能は継続しており、今後も、林業への新規就業者確保対策の拠点施設として利用を継続していくとのことであるが、宿泊室として使用されていた部屋の利用率は低い状況である。利用率が低い状況であっても、施設の安全性の確保など一定の維持管理コストは発生せざるを得ないため、コストの低減化には常に留意する必要がある。</p> <p>一方、研修宿泊棟2階に宿泊者のための布団が保管されており、こちらも現在は使用されていない。使用可能性の低い古い布団を長期間保管しておくことは、環境衛生面からみて好ましくなく、研修施設として使用するためにも速やかに処分することが望ましい。</p>	農林水産部	林業技術センター	措置済	<p>研修宿泊施設は、いわて林業アカデミーの拠点施設として使用しているが、日々のコスト低減に向けた取組に一層留意する。</p> <p>現在使用しておらず、今後、使用の使用が見込まれない布団については、令和7年6月に廃棄処分した。</p>	
施設・設備の管理	意見	39	<p>■行政財産の所管換えについて</p> <p>財産台帳に記載されている林業技術センター分掌となっている次の行政財産は、現在、林業技術センターの管理とはなっていない。分掌換えを行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑化センター <p>奥州市江刺にある林木育種場（536,721.00㎡）の中に緑化センターの建物が設置されている。緑化センターは森林整備課の所管となっており、当該財産事務を分掌する農林水産企画室へ分掌換えする必要がある。</p>	農林水産部	林業技術センター	措置済	<p>林業技術センターの分掌となっていた、緑化センターにおける林業展示館、屋内流通施設、ガラス室の建物について、令和6年12月、林業技術センターから緑化センターを所管する農林水産企画室に分掌換えを行った。</p>	
知的財産の管理	意見	40	<p>■試験研究体制の維持について</p> <p>特許権等の取得について、最近10年間においては実績がない。特許権等を取得できていた時期においては、基礎的な試験研究にも人員が割けるような組織体制であったが、現在は研究員が8名しかおらず、事業者支援を目的とした研究や事業をメインの活動にしているため、特許権等の取得を目指すような研究には着手できていない状況にある。</p> <p>一方、「農林水産技術立県いわて技術開発基本方針」及び「令和6年度 岩手県林業技術センター 業務方針」をみると、研究開発活動と並行して、林業に携わっている県民や事業者への支援事業を実施していくとされており、試験研究の体制が乏しいことにより両者の間に齟齬が生じているようにも見受けられる。</p> <p>県における林業の持続可能性も念頭におき、研究員の育成に取り組むなど林業技術センターの試験研究体制について検討が必要である。</p>	農林水産部	林業技術センター	措置済	<p>林業技術センターが多様な研究課題に対応し、持続的に研究開発を推進する上で必要な試験研究体制を確保するため、研究員に対し、新たな研究ニーズに対応した能力向上を図る各種研修会や学会等への参加を促進し、必要とする資格を取得できる職場環境づくりを行っている。</p>	
収入事務	意見	41	<p>■調定票の納入期限について</p> <p>令和6年4月30日の収納未済状況一覧表に掲載された5事業について、会計規則に基づき納入通知書送付の日から15日以内を納期限としているため、センター内では納期限内に入金がないことから収納未済と認識し、その事務手続を実施していた。しかし、本件は、別途締結している協定書の中で、委託費の支払いについて「構成員からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行う」と規定されていることから、協定書にしたがって適正に納入が行われており、収入未済による一連の事務手続は必要なかった。</p> <p>今後は、調定票に記載する納入期限については、相手方との契約等に基づき、適正に設定することが求められる。</p>	農林水産部	水産技術センター	措置済	<p>令和7年3月に、収入調定票の納入期限と委託契約等に基づく納入期限との関係性及び収入調定票に記載する納入期限の取扱いを整理の上、センター内職員に周知徹底を行った。</p>	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
契約事務・支出事務	意見	42	<p>■業務委託仕様書の業務内容について 令和5年度漁業指導用通信業務委託について、業務委託仕様書に、受託者が実施すべき業務内容に関して具体的な記載がない。 「岩手県水産技術センター年報 令和5年度（2023）」（以下「年報」という。）に「VI 漁業指導用通信業務」の記載があり、本業務の内容は年報に記載されている事項に該当することであるが、仕様書の記載も年報に準じた具体的な内容とする必要がある。</p>	農林水産部	水産技術センター	措置済	漁業指導用通信業務について、令和7年度委託契約から、仕様書に、周知放送業務として航行情報、気象情報、漁業情報、海難など、医療等緊急通信業務として海難通信、安全通信、緊急通信、医療通信、非常通信など、具体的業務内容を記載するよう見直した。	
施設・設備の管理	意見	43	<p>■使用していない物品について 物品は実在するが、その使用頻度や今後の使用予定について再検討が求められる物品が存在した。 故障により本来の機能が失われているものや、仮に正常に作動するものでも、新製品の購入や新しい研究分野への移行等により、物品が陳腐化しているものがある。使用の見込みがなくなった場合には適時に処分し、研究室内を整理し効率よく作業ができる環境を常に整備しなければならない。</p>	農林水産部	水産技術センター	措置済	<p>所内の物品について、令和7年10月までに備品台帳との突合を行い、12月までに廃棄する物品をリスト化した。 リスト化した廃棄物品については、予算の範囲内で産業廃棄物処理の委託契約を行い、令和8年3月に処分した。 今後も、使用見込みがなく、不用と判断した物品について、処分に必要な予算を確保次第、予算の範囲内で廃棄を進める。</p>	措置予定→措置済
施設・設備の管理	意見	44	<p>■毒物劇物の保管場所の改善について センターでは、劇物については、その利便性を高めるために、必要な研究室等で個別保管も行われている。 一般的に、在庫管理を行う場合には、在庫の置き場所を増やすほど、それを使用する職員の利便性は高まるが、他方、全体の在庫数や管理コストは増加する傾向にある。このため、研究室等で個別保管を行う場合には、個別に保管し利便性を高めるほど使用数量が多い薬品を対象とすることが望ましいが、確認したところ、使用実績が乏しい薬品が個別保管されていた。 各研究室等での個別保管については、その利用実績を定期的に確認し、見直しを図ることが求められる。</p>	農林水産部	水産技術センター	措置済	<p>令和8年1月に、令和8年1月1日時点の在庫一覧表を作成し、管理責任者の指示のもと在庫と管理簿の突合を行った。 使用実績が乏しい薬品については、令和8年3月に、研究室から薬品庫に移動し保管した。</p>	措置予定→措置済
試験研究の有用性	意見	45	<p>■試験研究結果の公開について センターで作成している試験研究結果に係る年報について、令和6年9月30日時点において、平成27年度から令和元年度までの年報しか公開されていなかった。 年報はセンターの活動報告としての意義が大きいものであることから、早々に公開することが望ましい。研究体制が乏しいことが原因であるならば、年報の内容をもっと簡略化する、あるいは、隔年で発行するなどの工夫により、実態に即した情報公開を行うことも方法である。</p>	農林水産部	内水面水産技術センター	措置済	<p>未公開であった令和2年度から令和5年度までの年報について、令和7年3月に県ホームページにおいて公開した。 併せて、令和6年度以降の年報については、翌年度末までに県ホームページで公開することとし、作成スケジュール及び手順等の確認を行った。</p>	

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
収入事務	意見	46	<p>■低廉な成魚販売価格の見直しについて センターでは、ニジマスの成魚の販売を行っているが、その販売価格は市場価格比較で低廉であると考えられる。成魚ニジマスは特段の育成を行わずとも市場価値があり、売却換金可能な棚卸資産であり、センターの生産規模も県内収穫量の7.7%を占める等の相応規模である。これらを勘案するに、市場価格を念頭に置いた単価の再検討が必要である。 また、令和5年度におけるセンターの成魚ニジマスの総販売重量の約9割を特定の養殖業者1者が購入している状況にあったが、対養殖組合員単価は市場価格比で低廉のため広く需要が認められる可能性がある。養殖組合において実施する研修や総会等において成魚販売の案内は既に行っているとのことであったが、成魚販売に関連する情報提供をより広く行うことを検討されたい。</p>	農林水産部	内水面水産技術センター	措置済	<p>種苗生産配布業務委託における成魚ニジマスの販売単価について、令和7年度契約から、市場価格の増減を踏まえた単価による積算に見直した。 併せて、成魚販売に関する情報提供について、令和7年2月の岩手県魚類防疫講習会などの研修等の場を活用し、岩手県内の内水面養殖業者に対し、今まで以上に広く周知した。</p>	
施設・設備の管理	意見	47	<p>■補助事業廃止または転用に関する顛末の文書化について 国庫補助金財源で取得した脱水施設棟について、当初の目的と異なる業務に使用されており、当初計画した脱水施設としての機能が果たされていないが、補助事業廃止（または転用）に関する国への報告・承認の状況に関する書類等は一切見当たらなかった。 過去に当事案が解決され、文書保存期間も過ぎたために関連書類が破棄されたことも想定される場所であるが、補助対象施設が現存しているにもかかわらず、過去の補助事業廃止（または転用）の顛末を説明できない現状は説明責任の観点から望ましい状況ではないと思料する。 県は、当事案について再調査を行い、その顛末の文書化を図るべきである。</p>	農林水産部	内水面水産技術センター	措置済	<p>事案の再調査を実施し、廃魚処分に係る堆肥がアルミ混入等により外部への販売が困難となったことなどから、当初の補助目的とは異なる形で有効活用していたといった経緯があり、国における補助事業の転用に係る取扱いについて確認し、令和7年3月にその顛末を文書化した。 なお、今後は、補助事業で整備した施設が現存している間は、国への手続き等に関する顛末を文書で記録し、引き継いでいく。</p>	
試験研究の有 用性	意見	48	<p>■顧客評価実施方法の見直しについて 生物学研究センターにおいては、「公益財団法人岩手生物学研究センター機関評価実施要綱」に基づき、課題設定や研究成果の意義等について、4つの機関評価を実施しており、そのうち、顧客評価については、県が設置する試験研究機関のみが評価者となっている。 研究結果の顧客は県の試験研究機関が中心であるものの、研究活動の適切かつ効率的な推進を図るためにも、民間企業等が成果の対象とする研究成果が含まれる研究課題については、直接的な顧客である技術移転先の評価を得るよう顧客評価の実施方法を見直されたい。</p>	農林水産部	生物学研究所	措置済	<p>「公益財団法人岩手生物学研究センター機関評価実施要綱」に基づく顧客評価の評価者について、民間企業等が技術移転先となる研究成果が得られた際は、評価者に県の試験研究機関のみでなく、民間企業等を加えるよう令和7年4月に運用の見直しを行い、令和8年度評価から実施することとした。</p>	
組織と人事管理	意見	49	<p>■県職員兼務状況の定期的な把握について 生物学研究所に配置されている常勤の県職員3名について、年度当初に職務専念義務免除を受けた上で（公財）生物学研究センターの業務を兼務しているが、県の業務と（公財）生物学研究センターの業務の明確なすみ分けがなく、それぞれの業務に従事した時間数は把握されていない。 どの程度の兼務を必要と認めるかによっては、生物学研究所へ配置する県職員の必要数にも影響するものと考えられるため、毎年度、（公財）生物学研究センターの業務への従事状況を確認した上で、県職員の兼務の必要性を整理し、より実態を踏まえた職員配置数となるよう運用を見直されたい。</p>	農林水産部	農林水産企画室（生物学研究所）	措置済	<p>生物学研究所の県職員については、県としての業務のほか、（公財）生物学研究センターの業務に従事する必要があるため、それぞれの業務量が概ね半々として、これまで兼務発令及び職務専念義務免除の対応を行ってきたところ。 今年度、正確な実態を把握するため、特定の職員の業務について、県の業務と（公財）生物学研究センターの業務の整理や区分を行いながら、それぞれの従事時間の実績の積み上げを実施したところ、概ね半々の業務量となっていることを改めて確認した。 今後も継続して職員の業務実態等を把握した上で、毎年度、それぞれの従事時間の実態に応じた県職員の兼務の必要性、職専免の対応について検証を行う。</p>	措置予定→措置済

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置状況（令和8年3月23日現在）		備考
						区分	概要	
知的財産の管理	意見	50	<p>■特許権の維持コストについて （公財）生物工学研究センターにおける特許権のうち県に帰属している特許権について、実施料収入がほとんど発生していないことがわかった。 特許権にかかる費用が県が支出している委託研究費に含まれていることから、採算性が見込めない特許権については「岩手県知的財産事務に係るガイドライン」第5に則り、一定のルールを決めて維持するかしないかの決定を行う必要がある。</p>	農林水産部	生物工学研究所	措置済	策定済の「（財）岩手生物工学研究センター職務発明審査会における特許出願事案等の審査・取扱い方針について」に基づき、具体的に技術移転先のない特許については順次権利放棄を行っており、令和6年7月～令和7年1月に掛けて、オキアミの水溶性抽出物の薬理用途等計3件の特許に係る権利放棄の手続きを完了した。	